

取 扱 基 準

名 称	新潟市土地改良事業等補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	農業農村整備を促進させるため、土地改良事業等を施行する者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	高生産性農業生産活動を農地の生産基盤整備面において支援し、高生産性農業活動を維持増進することを目的とする。 <目標が数値でない場合の評価方法> 農業団体からの聞き取りで高生産性農業活動への貢献を確認する。
補助事業者	①土地改良法第3条に規定する者 ②土地改良区 ③農業協同組合、農家組合のほか市長が特に必要と認めた者 ※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	①工事費 ②測量試験費 ③支障物件移設補償費（工事の施工に必要なものに限る。） ④事務費（①＋②の額の4%以内） ⑤その他市長が特に必要と認めた経費（用地買収・補償費等）
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助事業者が負担する額の50%以内 ただし、市町村合併において協議がなされた補助金の取り扱いについては、合併協議の内容を優先する。 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和5年4月1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 補助事業者が新潟市からの補助を受けている旨
	〔媒体〕 ホームページ、会報等
担当部署	農林水産部 農村整備・水産振興課 農村計画担当 電 話 025-226-1824 (直通) e-mail noson@city.niigata.lg.jp